



賃上げ促進税制と 外国人労働者に対する 税制について

今年の春闘では、全国で最終的に賃上げ率が5.1%となりました。熊本県内でも賃上げ率は4.53%に上昇し、1992年以来32年ぶりとなる4%台に達し、賃上げが進んでいます。

また、少子高齢化による生産年齢人口の減少をカバーする担い手の一つとして、外国人労働者の必要性も重要視されています。熊本では、TSMCの進出もあり、外国人労働者への関心がさらに高まっています。

そこで今回は、2024年度から適用される「賃上げ促進税制」及び基本的な外国人労働者に対する税制について確認したいと思います。

1 賃上げ促進税制の見直しについて

我が国では失われた30年といわれるように、この30年間、ほぼ賃金は上がらず、欧米をはじめとする先進国との経済格差はますます広がりを見せています。

そこで、2022年4月に賃上げ促進に関する制度を創設し、企業が従業員の給与を増加させた場合には、その賃金の一部を法人税から控除できる税制の優遇が行われることとなりました。これは、政府の掲げる「成長と分配の好循環」を実現するために、企業が得た収益を従業員に還元させることも目的の一つとしています。さらに2024年の税制改正において、当該制度の期限を延長するとともに、利便性を向上させることを目的として、制度の見直しが行われています。

従来は、大企業と中小企業の2つの区分でしたが、今回の改正で、従業員が2,000人以下の場合に適用する「中堅企業」の枠が新設されました。(図表1)

図表1 賃上げ促進税制の改正ポイント

	改正後					改正前				
	継続雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +20%⇒+10% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大35%	賃上げ 要件	控除率	教育訓練 +20%	合計 最大30%	
大企業 (見直し後)	+3%	10%	+5%	+5%	20%	+3%	15%	+5%	20%	
	+4%	15%			25%	←	+4%		25%	30%
	+5%	20%			30%	←	—		—	—
	+7%	25%			35%	←	—		—	—
中堅企業	+3%	10%	+5%	+5%	20%	+3%	15%	+5%	20%	
	+4%	15%			35%	←	+4%		25%	30%
中小企業	+1.5%	15%	+5%	+5%	30%	+1.5%	15%	+10%	25%	
	+2.5%	30%			40%	←	+2.5%		30%	40%

3年間の措置 (改正前: 2年間)

以降は会員専用ページにて公開しております。

ご覧頂くには、入会手続き後、会員専用ページより
アクセスをお願いします。

[ご入会はこちらから](#)

(入力は数分で終わります)

[会員の方ははこちらから](#)